

原告団

ニュース138号

次回裁判:2023年12月22日(金)午後2時

目次

裁判報告(弁論更新意見書)	1
・本件再処理施設の争点、とりわけ原告らの最重要と認識している事項について	1
・航空機落下評価	3
・再処理施設の危険性 原発との比較	6
・再処理裁判における断層・耐震設計問題に関する準備書面のアンソロジー	7
・火山事象に対する安全性の欠如(1)	10
被告・原子力規制委員会と 参加人・日本原燃の訴訟準備	13
第29回原告団総会報告	13
核燃裁判傍聴30年	14
「第5回核燃基礎講座:講師・井戸謙一さんのお話」を聞いて	15
高校生が再処理工場に関心を持っている	16
DVD 紹介「鎌田慧さんと歩く下北半島	17
「反核医師の会」六ヶ所視察記報告	18
六ヶ所核燃などを巡る動き	19
お知らせなど	20

裁判報告

代表 浅石 紘爾

弁論更新意見書

弁護士 浅石 紘爾

はじめに

9月22日の第123回口頭弁論期日は新任の工藤裁判長（1993年の提訴から10人目の裁判長）から、原・被告双方が重要と考える争点、主張の全体像を整理してもらいたいという要請があり、原告は次の4点について意見陳述を行ないました。

- ①再処理施設の特徴
- ②航空機落下評価
- ③再処理裁判における断層・耐震設計問題に関する準備書面のアンソロジー
- ④火山事象に対する安全の欠如

私からは、冒頭、核燃立地要請の背景事情に言及しました。これは、新任裁判長に再処理立地は国策という美名のもとに強行されたもの、決して地方自治の本旨に基づいたものではないこと、適地なるが故に候補になったのではなく、安全性など二の次で、政治的条件がそろっていたが故に白羽の矢が立った経過を理解してもらうことが、提訴から約30年経った長期裁判のターニングポイントとも言える今回の弁論更新にあたり、裁判所に理解してもらいたいと考えたからです。

本件再処理施設の争点、とりわけ原告らの最重要と認識している事項について

1 核燃訴訟の経緯

(1) 電事連から、青森県と六ヶ所村に核燃料サイクル施設（ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物最終処分場、再処理工場）の立地要請がなされたのは、今から39年前の1984年7月であった。

(2)1976年以来、徳之島（鹿児島）、平戸島（長崎）、奥尻島（北海道）の離島立地を諦めて、本州最北端下北半島の付け根の六ヶ所村に白羽の矢が立てられた背景には、⑦むつ小川原開発の失敗を糊塗しようとする青森県が誘致に動いたこと、⑧原発から出る核のゴミの処理処分に窮していた電気事業連合会（電力会社）の思惑、⑨核燃料サイクルの完結を夢見る政治家・官僚の野心、これら関係者の利害が合致した事情があった。

要請当時、「再処理」「核燃」の何たるかを知る県民は極く限られていた。とりわけ県民の関心事であった安全性についての情報は知らされないまま要請からわずか9か月後の1985年4月に立地受入れが決定された。

立地条件についての調査は極めてずさんで、

原子力施設立地に係る独自の環境影響調査（アセスメント）は行われていない。

立地受入れ後、多くの専門家が六ヶ所の立地条件を調査研究した結果、敷地、空域、海域などに劣悪な要因が多数あることが次々と判明し、日本原燃が新たな追加調査を強いられてきた。

これは被告国の拙速でずさんな安全審査のツケが今回ってきたといえる。

(3) 核燃の安全性に疑問を抱いた多数の県民の反対運動は1986年4月にチェルノブイリ原発事故発生を契機に盛り上がり、核燃の白紙撤回の運動が全国に波及し活発化していった。

(4) このような状況の中で、1988年8月、核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団が六ヶ所村民を中心とした全県全国の住民が結集して結成され、以下のように核燃4施設の事業許可（再処理は指定）取消訴訟が提起された。

1989年7月13日 ウラン濃縮工場

1991年11月7日 低レベル放射性廃棄物（ドラム缶）最終処分場

1993年9月17日 高レベル放射性廃棄物（海外返還廃棄物・ガラス固化体）一時管理施設（立地要請後追加）

1993年12月3日 再処理工場

なお、再処理施設敷地内に、2023年6月末MOX燃料加工工場が建設中（進捗率12%）である。

2 核燃施設の現状と稼働の推移

(1) ウラン濃縮工場及び低レベル処分場の訴訟は上告審で敗訴確定したが、その後ウラン濃縮工場は操業停止し、2023年8月に運転が再開された。

低レベル廃棄物の搬入量は、2023年6月現在33万8347本である。

(2) 再処理工場は、1998年1月使用済燃料プールが操業開始、2001年4月試運転（通水作動試験）が開始した。

使用済燃料を実際再処理するアクティブ試験はガラス固化の失敗及び2011年3月11日の福島第一原発事故を契機に操業が全面停止となり現在に至る。

これまで425トンの使用済燃料を再処理して、プルトニウム製品約6.6トンとウラン製品約366トンUを生産した。一方で346本のガラス固化体と211m³の高レベル廃液などが廃棄物として

残っている。

2020年7月29日、日本原燃（参加人）が提出した再処理事業変更許可申請が許可されたが、その後の設工認（設計と工事計画の認可）が難航し竣工が度々延期となり、予定日（2024年上期）は発表されていたものの27回目の延期は確実視され、工場の本格稼働時期は全く不透明である。

(3) 高レベルガラス固化体一時管理施設（管理容量2880本）には現在1830本のガラス固化体が英仏から返還搬入され、今後英国分850本が搬入予定（内150本は低レベルとのバーター計画あり）である。

3 これまでの原告らの主張書面と主要争点

(1) 旧訴提起後に原告らが陳述した準備書面は別紙（省略）のとおり177通、新訴提起後に提出したそれは22通合計199通となっている。

(2) 本件再処理訴訟の原告ら主張の全体像は、新訴請求原因及び別紙新・旧主張の対照表記載のとおりである（記載は省略）。

このうち原告らが本訴の重要争点と認識している事項は以下のとおりである。

① 地震、活断層の危険性

基準地震動（700ガル）策定の誤り
耐震設計（耐震補強の困難性）

② 航空機墜落事故対策の不備（落下評価の誤り）

③ 火山事象に対する安全の欠如

(3) 上記争点のほかに、原告らが重要と考えている事項は、重大事故対策の不備（技術的能力の欠如）であるが、この点については、被告、参考人らの反論をまって主張、立証及びプレゼンをする予定である。



六ヶ所再処理工場（日本原燃ホームページより）

弁論更新意見書（航空機落下評価）

弁護士 伊東 良徳

航空機（軍用機）落下事故の評価は、①落下確率論と②落下に対する防護設計論の2点です。

被告の主張は、①の確率が低いから頑強性を評価する必要はないという立場を取っています。今回の意見書は、①を中心に伊東代理人がこれまでの主張を簡潔・明瞭に整理した航空機落下論点を集大成したものです。

再処理の難しい技術論は敬遠されがちですが、航空機落下による大事故の危険性は、現実性がはっきりしており、この意見書を読めば、裁判官にもよくわかってもらえると思います。

本件許可における航空機落下評価の誤り

第1 航空機落下に関わる本件再処理施設の特徴

本件再処理施設は、米軍と自衛隊（さらには民間航空会社も）が共用する三沢空港（三沢基地）から約28km、三沢対地射爆撃場（天ヶ森射爆撃場）から約10kmの位置にある。

三沢対地射爆撃場では、本件再処理施設の事業指定申請がなされた1989年には年間4万2846回、事業指定処分がなされた1992年には年間5万7000回余の訓練飛行がなされていた。

三沢基地に配備されている戦闘機は、1992年の事業指定当時はF1、F16が中心であったが、その後F2、F4EJ改が配備され、近年ではF35Aが主流になっている。



三沢対地射爆撃場から本件再処理施設までの直線距離約10kmは、訓練飛行パターンでの標準的な速度とされる180m/秒で約56秒（1分足らず）、戦闘機の最大速度のマッハ2クラスなら十数秒で到達し、訓練は大きな円を描いて飛行するので、最近接点は10kmよりも相当近い。

第2 本件適合性審査の致命的な誤り：不合理性及び審査基準違反

近隣に軍用機の射爆撃訓練施設があり、年間数万回もの訓練飛行がなされている（補助参加人の日本原燃が報告書の提出を拒否しながら訓練回数のみを回答したところによる最少回数の年間2003回でも十分多い）という本件再処理施設について、航空機落下確率を評価するのであれば、その三沢対地射爆撃場での訓練飛行の回数を中心とする訓練の実情を考慮することが当然と誰しも考えるであろう。

ところが、被告は、本件再処理施設の事業変更許可を行うに当たり、三沢対地射爆撃場での軍用機の訓練飛行回数を考慮した検討評価をまったく行わなかった。このこと自体で、被告の適合性審査が不合理であり、また看過しがたい欠落があることが優に理解できる。

常識レベルでもそう考えるべきであるところ、被告の審査基準においても、周辺の訓練空域での訓練飛行回数が他の地域よりも多い場合は、全国平均値によるのではなくその実際の状況すなわち訓練飛行回数を考慮して落下確率を評価すべきとしているのである。すなわち「今後、原子炉施設の上空あるいはその周辺の訓練空域で訓練中の自衛隊機又は米軍機が落下した場合や、原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」と定めている。

この基準は、基準策定時は各訓練空域ごとの訓練飛行回数を把握することは極めて困難であるが、これらが把握できるようになった場合には立地点ごとに評価するという原則に

則り評価され得る。

補助参加人は三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数を継続して計測しているのであり、訓練飛行回数が把握できているのである。そうであれば、被告の審査基準である航空機落下確率評価基準の定めにも照らし、本件再処理施設への航空機落下確率評価に際しては、三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数を考慮した評価をしなければならない。

原告らは、旧安全審査に際しては、訓練飛行回数をパラメータ（変数）とした落下確率評価がなされたこと、その評価結果は被告の審査基準の 10^{-7} を超えていることを指摘した。これらの評価は、補助参加人が委託した三菱重工株式会社、三菱原子力工業株式会社の専門家が行ったものである。被告は、これらの評価が妥当でないなどと主張しているが、その代わりに評価を何ら示していない。

第3 被告の審査姿勢の誤り（旧科学技術庁との比較）

旧科学技術庁の安全審査においては、三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数に照らし航空機落下に対する防護設計が必要であると判断され、本件再処理施設は後述のように衝突速度を150m/秒という不十分な条件にしてではあるが、重要な建屋については重量20tの航空機の落下に対する防護設計がなされた。

しかるに、福島事故前の原子力規制組織よりも信頼に値しより高い安全を求めることを信条としているはずの被告は、補助参加人に防護設計を求めないように落下確率の計算を操作することに汲々とし、現在の三沢基地の自衛隊の主力戦闘機となっているF35Aについての落下評価を補助参加人に求めていない。

第4 全国平均基準適用に際しての誤り

本件再処理施設の周辺は軍用機の訓練飛行回数が明らかに他の地域より著しく多いのであるから、全国平均の基準を用いること自体誤りであり、審査基準違反である。

しかし、本件適合性審査では、それにとどまらず、全国平均の基準の適用さえも誤っている。

被告は、航空機落下確率評価基準では直近20年間の事故に基づいて事故率を評価しなければならないのに1993年1月から2012年12月までの20年間の事故によって、落下確率を 7.5×10^{-8} と過少評価した結果を報告した。原告らがその不正を指摘したところ、補助参加人が2018年7月6日付で1998年4月から2018年3月までの20年間の事故によって落下確率を 9.0×10^{-8} と再評価し

た。この再評価について、更田委員長は、「これは境界となる頻度とほぼほぼ同レベルととるべき」と発言した。

従って被告は本件再処理施設について航空機落下に対する防護設計を求める姿勢を示すかと思いきや、後述のように、航空機落下事故の数え方について本件再処理施設に特例を設けて、いわば基準違反に近づいた施設について基準に合わせて防護設計しろというのではなく、基準の方を変更して本件再処理施設に既存以上の防護設計は求めないことにした。

ところが、実はそれも誤り（あるいは「嘘」）だったのである。被告は新たなNRA技術ノートを公表し、航空機落下事故件数を修正した。この新たな航空機落下事故件数に基づいて計算すると、更田委員長が「境界となる頻度とほぼほぼ同レベル」と言った2019年3月20日時点でも、本件許可がなされた2020年7月29日時点でも、全国平均値に基づく本件再処理施設への航空機落下確率は 10^{-7} を大きく超えていたのである。

第5 F16以下について小型機の係数をかけること（基準の恣意的変更）の誤り

被告は、本件再処理施設について全国平均値を用いた落下確率評価が 9.0×10^{-8} と再評価され、更田委員長が「これは境界となる頻度とほぼほぼ同レベルととるべき」と発言した後、

「日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性審査における航空機落下確率評価等に関する今後の審査方針について」を決定し公表した。

その審査方針においては、F16（重量20t）以下の戦闘機は有視界飛行方式の民間機の場合の「小型機」扱いして、落下確率計算上1回の事故を0.1回とカウントするというのである。

しかし、航空機落下確率評価基準は「有視界飛行方式民間航空機の落下事故」の場合以外については小型機に係数をかける手法を採用しておらず、基準策定の際の議論では戦闘機に係数をかけることはまったく想定していなかった。

その理由は「戦闘機や旅客機に比べてその機体重量が軽く、飛行速度も遅いため、落下時の衝撃力（荷重）も小さく、また、衝突時の衝突面積も小さくなる。さらに、一般に原子炉建屋が堅固な構築物であること等を考慮すると、小型機が原子炉建屋に落下した場合においても、その影響を及ぼす原子炉施設の範囲が、戦闘機や旅客機の落下に対し、著しく小さくなると言える。」ことにあるとされている。

この航空機落下確率評価基準自体の記載を見ても、「対象航空機の種類による係数」を乗じる方法は、対象となる航空機が他のものに対して重量、飛行速度（巡航速度）、断面積が小さく、衝突の影響が著しく小さいことがその根拠とされている。F16が他の軍用機と比して、重量、巡航速度、断面積が大幅に小さいとはいえない。

被告が本件再処理施設の適合性審査で用いた落下確率評価の方法は、被告の審査基準である航空機落下確率評価基準に反し、評価基準を曲げるものである。

第6 「既存の防護設計」の不十分性

本件再処理施設については、福島原発事故前になされた事業指定処分及び事業変更許可処分の段階で、F16戦闘機を想定した防護設計がなされているとして安全審査に合格とされていたが、その内容は、全体破壊（墜落した航空機の全体の重量により建屋が崩壊しないか）において航空機重量20t、衝突速度150m/秒での評価がなされたのみであり、局部破壊（墜落した航空機のエンジンが壁・天井を貫通しないか）においてやはり150m/秒での評価がなされたのみであった。

この衝突速度150m/秒が採用された理由は、現実には215m/秒や340m/秒ということも考えられるが、建物の構造計画上現実的に対応可能な衝突速度は200m/秒程度であること、防護設計による建屋建築費増加額が150m/秒ならば380億円で済むが215m/秒だと600億円に及び、それを超えると建屋構造形式の変更が必要となる可能性があること、これまで衝突速度条件を150m/秒と説明してきたことからそれを変更するとPA（Public Acceptance：公衆の受容）上大きな社会問題となり立地点としての適合性が問題視されることにあった。すなわち150m/秒は科学的見地あるいは安全の見地からではなく、コストと世間の疑惑を抑えるという観点から決せられたものである。

原告らは、仮に被告が言うように戦闘機がいわゆる最良滑空速度（150m/秒程度）でエンジン停止状態で滑空した場合でも、その後重力加速度による加速があり、衝突速度は150m/秒を大きく超える可能性が高く、三菱原子力

工業の専門家が作成した資料では衝突時の速度が150m/秒を超える割合が約60%にも及んでいることを指摘した。

そして、本件再処理施設についてなされている既存の防護設計は、1992年の事業指定当時の三沢基地の主力戦闘機を前提に重量20tで行われたものであるが、現在の三沢基地の自衛隊の主力戦闘機はF35Aとなっており、その機体重量は30tにも及ぶ。本件再処理施設の建屋は、重量30tのF35Aが衝突する場合、衝突速度が150m/秒であったとしても、到底耐えられない。

そのことが明白であるから、被告は補助参加人に対して既存の防護設計以上のものは一切求めない、新たな評価は求めないという姿勢を取り、端的に言えば、そうするために、航空機落下確率評価基準に反した落下確率評価をして落下確率が 10^{-7} に達しないことにしているものと推認できる。

第7 現時点のまとめ

本件再処理施設の適合性審査において、航空機落下確率については、①施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多いのであるから、航空機落下確率評価基準上、全国平均値によるのではなく、その訓練飛行回数を初めとする実際の状況を考慮して落下確率を評価することとされているのに、それを行わずに全国平均値を用いて評価した、②全国平均値に基づく評価に際して、補助参加人の不正な計算方法を見過ごした上、原告らの裁判での指摘による再評価も実際の事故件数とは異なるデータにより、実は 10^{-7} を大きく超えていたにもかかわらず、 0.9×10^{-7} であるかのように評価した、③航空機落下確率評価基準上、軍用機については小型機の係数をかける方法が予定されていないのに本件再処理施設の特例としてF16以下の落下事故は10分の1と評価することにしたという、3点にわたる航空機落下確率評価基準違反の評価が敢行され被告に容認されており、本件事業変更許可は審査基準に違反した適合性審査に基づいて行われたものである。

弁論更新意見書（再処理施設の危険性 原発との比較）

弁護士 伊東 良徳

1 被告が、新訴答弁書において、再処理施設と原発との危険性を比較して、再処理の方が大事故の危険性が低いかなのような印象操作をしていることに対する反論の意見書です。

		原子力発電所	再処理施設
防護壁 (閉じ込め)		5重の壁	2重の壁、3と4の壁だけ。 1と2の壁を意図的に取り払っている。
		1 ペレット	なし。ペレットは硝酸に溶かして液体状に。
		2 燃料被覆管	なし。剪断して外す。
		3 原子炉容器 (厚さ約20cmの炭素鋼製)	薄い容器と配管だけ
		4 原子炉格納容器 (厚さ約4.5cmの鋼鉄製)	なし
	5 コンクリートの遮蔽壁 (厚さ約140cm)	あり	
放射能の 集散状況	建屋の数	核分裂物質、放射性物質は、使用済燃料プール内の燃料と炉心内の核燃料とに集中しており、基本的にそこ以外には存在しないので、漏えい事故対策は限定的となる。	これらを内蔵する建屋は多数（全部で23にも上る）。更に放射能を内包する容器・配管は原発の炉心建屋と同規模の建屋が林立しているような状態である。
大規模損壊の影響 (地震・航空機落下など)		炉心は高温・高圧状態にあるため、格納容器や炉心が損傷して冷却材が漏えいすれば、炉心溶融に至る。 しかし、炉心溶融さえ防げれば、放射性物質の大量漏えいに至らず、大事故や炉心溶融までの時間が稼げ、被害の緩和策を講じられる。	高温高圧でない状態で運転するので事故に至るまでの進展はゆっくりである。しかし、大地震や航空機落下事故が起きた場合には、容器や配管が破損して、そこから直ちに放射性物質の大量漏えいに至る。
運転異常に起因する事故	臨界事故	事故までの進展が早い。 炉心についてのみ考えればよい。	一般的に事故の進展は緩やかであるが、臨界事故は秒単位で急速に進展する。 臨界発生箇所は無数にある（申請書では23機器であったが審査の結果8機器に限定した）。
	異常 安全冷却系の	事故に至る進行は急速。	様々な機器について常時冷却が必要（2022年7月2日発生した冷却水系機能喪失事故の発見が遅れたのも、監視すべき機器が多数であることに原因があった）。
	水素爆発	爆発につながる水素は炉心溶融に至らなければ大量発生することは想定しにくい。	放射性物質が長期間大量に滞留・貯蔵状態にあるため、あちこちで水素が発生し、常時換気を要する。
	有機溶媒の 火災・爆発		化学工場である再処理特有の事故。
まとめ		<p>運転中、核燃料を安定的な臨界状態に保っており、炉心は高温・高圧状態にあるため、仮に外部からの衝撃によって格納容器や炉心等が損傷して冷却材が漏えいすれば炉心溶融に至り、直ちに被ばくのおそれが生じる。</p> <p>① 再処理施設においては、原子力発電所と異なり、核分裂性物質・放射性物質が漏えいしやすい液体状で、しかも様々な容器・配管内に広範囲に存在し、特定の箇所を固く守ればよい原子力発電所のような対策ができないこと、</p> <p>② 原子力発電所よりも水素の発生、有機溶媒の使用というような爆発・燃焼につながる要因があることなど、事故対策を困難にする要因が多数あり、決して原子力発電所と比較して危険性が低いなどとは言えない。</p>	

2 使用済燃料プールについて

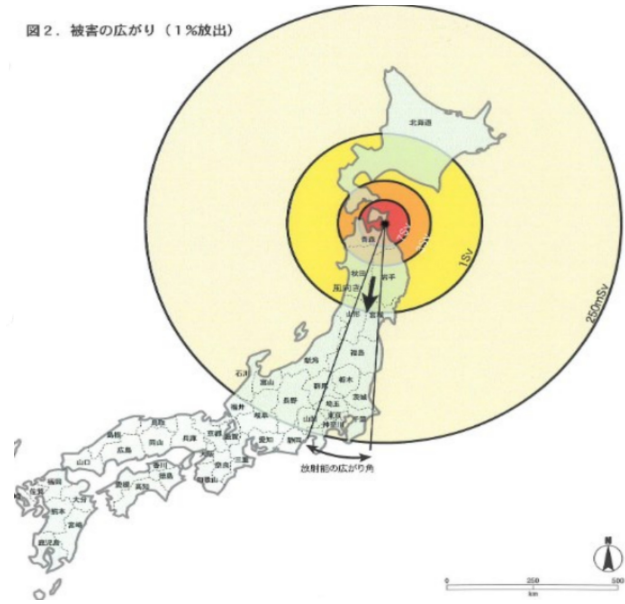
2つの施設に共通するのが、使用済燃料プールである。

プールで冷却に失敗した場合の事故は、福島第一原発4号機を想定した東日本壊滅という「最悪のシナリオ」（近藤委員長）として発表されている。

被告は、再処理施設が受け入れる燃料は原子炉停止後4年経過後のものなので安全と主張する。

しかし、搬入される使用済燃料の冷却期間が、原発で貯蔵されている燃料より冷却期間が長いとは限らないし、冷却は続けなければならない。しかも、貯蔵量は大量で福島4号機と比較するとウラン重量で13倍に達する。従って、プール内の核燃料が溶融した場合には、東日本壊滅を超える事故となる。

図2. 被害の広がり（1%放出）



3000トンのうち、わずか1%が漏えいした場合の被害状況(甲A20)

原子力資料情報室 上澤氏試算

弁論更新意見書

弁護士 海渡 雄一

1 原告らは、これまで13通の準備書面を提出して、再処理施設の直下、近傍に活断層が存在し、巨大地震の震源となること、施設がこの地震に耐えられる設計となっていないことを主張・立証してきました。

この主張を今回の弁論更新時に整理（選集）し直したのがこの意見書です。

2 意見書の詳細は前回の弁論更新時に陳述し、ニュースにもその要約を紹介してありますので、今回の報告は極く簡単に要旨を掲載しました。

再処理裁判における断層・耐震設計問題に関する準備書面のアンソロジー

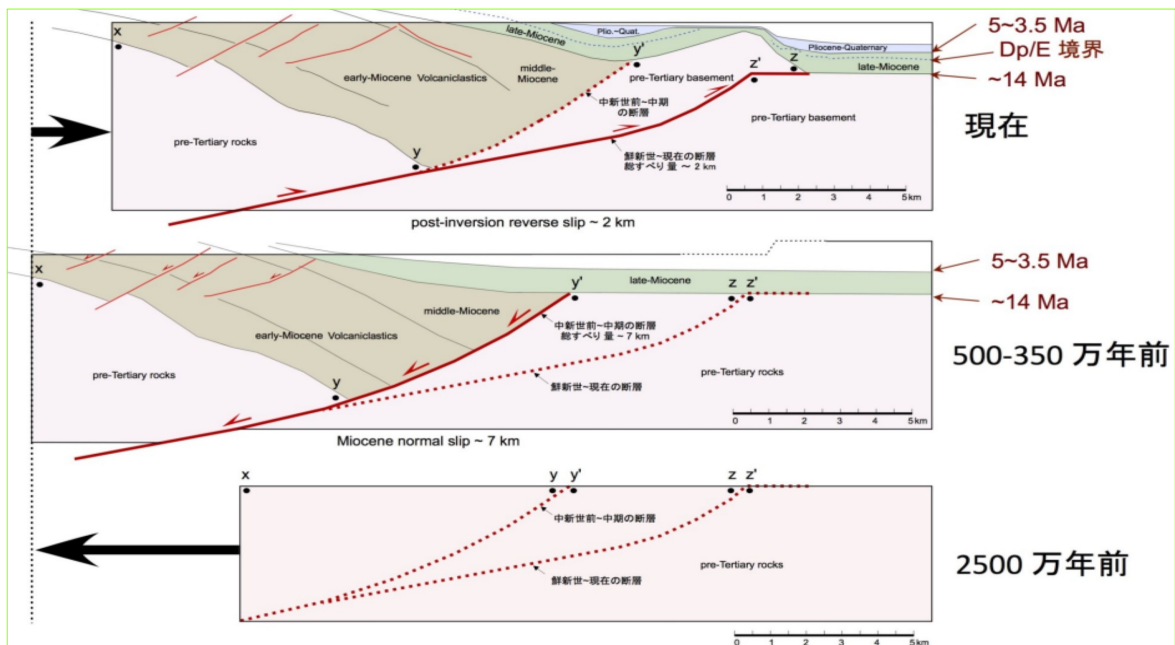
第1 結論

六ヶ所再処理工場は、耐震補強不可能な状態にあり、大陸棚外縁断層及び六ヶ所断層を想定しない耐震対策では、安全性は確保できない。

第2 活断層の存在

1 海域の活断層…大陸棚外縁断層

(1) 下北半島の太平洋側の海底には、高さ200



m以上の崖があり、100km以上続くこの崖は大陸棚外縁断層の活動によってつくられたものである。

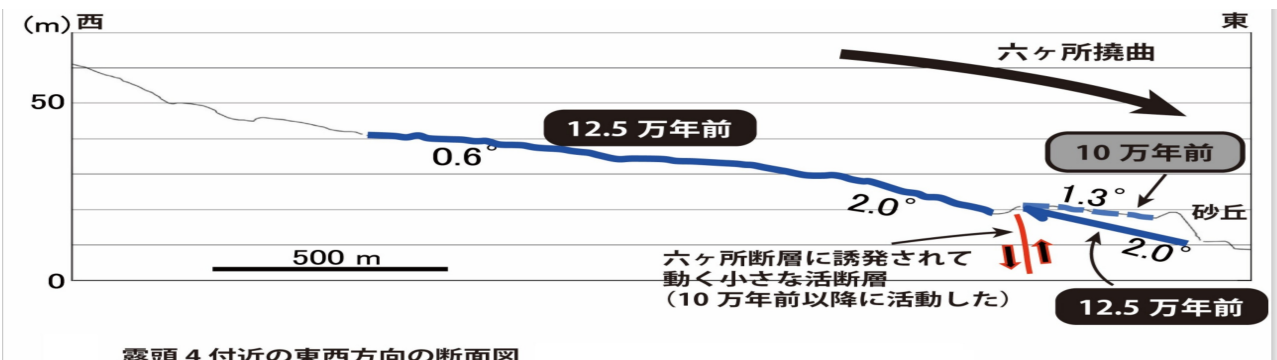
(2) この断層は「日本の活断層」、海上保安庁の調査、変動地形学の専門家によってその活動性が認められている。

池田安隆教授は、海上音波探査記録の解析によって、前図のように、現在日本列島が圧縮場に転じたことに伴って、大陸棚外縁断層が逆断層として再活動を始めたと認めている。

2 陸域の活断層…六ヶ所断層

(1) 下北半島沿岸沿いには、標高30~40mの海成段丘が広がっている。我国の変動地形学の権威である渡辺満久東洋大学教授は、六ヶ所村現地での露頭（地層）観察の結果、大陸棚外縁断層の南方陸側部分に、12万年前以降に造られた海成段丘面の広範な海側への傾斜変形も認め、これを六ヶ所撓曲と呼び、地下の逆断層の活動による地形（六ヶ所断層と命名）と認定した。

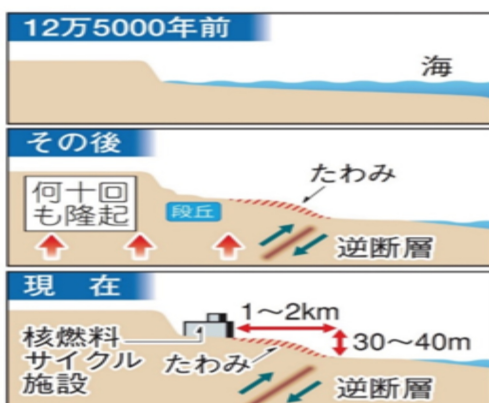
(2) 六ヶ所撓曲（露頭4付近の断面図）



六ヶ所再処理工場周辺の海成段丘と六ヶ所撓曲

この海成段丘は、形成時期に応じてM1面（12~13万年前）とM2面（10万年前）に区分される。

(3) このような撓曲（地層のたわみ）が形成された様子をわかりやすく図解したのが、共同通信の下図である。



(4) これに対して日本原燃は、「海成段丘面に一様な急傾が生じるといった変形の特徴は確認されていない」と主張して、「六ヶ所断層」の存在を否定している。その理由は、2段の段丘があり、下段面に土砂が堆積して傾斜化したものとする。

しかし、そうならば2つの段丘面を区分する段丘崖があるはずなのにそれが認められず、0.6~2.0度の傾斜があるのは、地下の逆断層の活動により地層が持ち上げられ、たわみができたとしか考えられない。

六ヶ所断層（大陸棚外縁断層）の活動による六ヶ所再処理工場の敷地近傍の土地の変形の様子（共同通信記事（2008年5月24日）より）

第3 設計基準地震動の大幅な過小評価

1 耐震設計（基準地震動）の変遷

原設計375Gal→450Gal（2007年）
→700Gal（2020年変更許可時）

2 日本原燃の基準地震動は、出戸西方断層（断層長28.7km、地震規模6.5～6.7Mw）を想定して設定されている。

しかし、大陸棚外縁断層（150km）の地震規模はMj8.5～8.6となる。この断層とその枝分れである六ヶ所断層が同時に活動すれば、出戸西方断層の100倍以上のエネルギー規模の地震が起り、地震動にして2000Galをはるかに超える地震動を想定すべきこととなる。

3 建設された現在の再処理工場は、初期の375/450Galで設計された設備・機器が使われており、もともと耐震性が低い（耐震裕度は10～20%程度）。

従って、これを700Galに耐えられるように補強工事をしなければならぬ。しかし、工場はアクティブ試験などで、高濃度の放射能に汚染された施設・機器・洞道など（レッドセル）が多数あり、物理的に実機確認は不可能で、耐震補強工事は著しく困難である。

要するに、700Galに耐えられる施設の耐震性が果たして確保できるかは、根本的に疑問がある。レッドセルに対する補強工事ができなければ、設工認も使用前検査の合格も出せず、工場の竣工は不可能となる。

4 上記の耐震補強が困難であることは、東電御前会議（平成19年12月16日）の資料（右記事）から明らかである。

すなわち、この会議で電力会社の首脳らは「基礎版上で680Galの地震動には、六ヶ所再処理施設は耐えられず、耐震補強は著しい困難が予想される、と自白し、工場の竣工対策はお手上げ状態であると結論付けている。

5 まとめ

本件再処理施設は、断層の評価、想定すべき地震の想定、基準地震動の策定、耐震設計の評価、使用前検査の成立性の各段階において、看過することのできない深刻な誤りを重ねている。

本件施設を襲い得る最大規模の地震動に耐えることはできず、そのような地震・地震動が発生したときは、過酷事故を発生させる可能性が高い。

よって、本件変更許可処分は違法なものとして取り消されるべきである。

出戸西方断層をもとに策定された地震動Ss700Galに対応する耐震補強もされていない。

六ヶ所再処理工場の各施設の耐震性はもともとかなり切迫したものだった（余裕がなかった）ため、耐震補強の必要な施設・機器は多数にのぼる。

しかし、六ヶ所再処理工場はアクティブ試験などで、高濃度の放射能に汚染された施設・機器があり、物理的に耐震補強が著しく困難であるが、全く説明されていない。

すなわち、基準地震動が450Galの時点で、もともと「耐震裕度」が10～20%ほどしかなかった高放射性溶液の貯槽や地下の洞道などの耐震補強はまったくすすめられていない。

これで700Galに耐えられることは全く論証されていない。

V. 680Galによる耐震バックチェックへの影響

● 電事連で集約した現状の見通し

● 当社

- 福島第一・第二とも600Galバックチェック波の応答とほぼ同等（補強工事費は1000億円程度、工程は5年程度を想定）

● 北陸電力志賀原子力発電所：1審敗訴→控訴して2審係争中

- 裁判所より新指針への適合を問われ、耐震バックチェックの報告書を3月中旬に提出予定

→680Galによるチェックが加わると間に合わず、控訴審に大きな影響

● 日本原燃六ヶ所再処理施設：450Galで耐震バックチェック終了

- 450Galに対してほとんど余裕の無い機器が存在
- 680Galの入力→レッドセル内の機器が要補強となるが、アクセス困難

● 各社とも耐震バックチェックを実施中

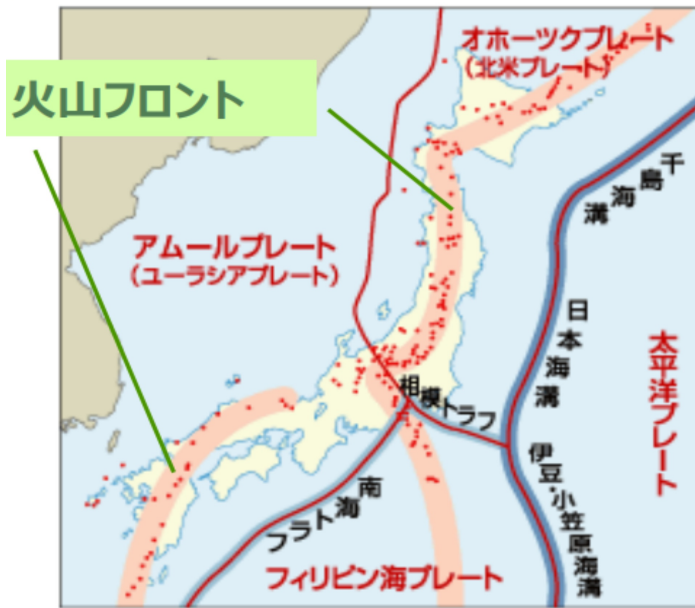
- 一部サイトでは耐震裕度向上のための工事をすでに実施済み
- 680Galによるチェックが加わった場合、バックチェックの終了が1年近く遅れ、工事範囲の拡大等様々な影響が予想される

680Galへの対応は困難が予想される

担当の中野代理人は、現在我国の原子力裁判の火山パートを一身に担い、説得ある論理で裁判をリードしている新進気鋭の弁護士です。この意見書は、これまでの準備書面をまとめて立地評価の部分に要約したものです。

火山事象に対する安全性の欠如(1)

1 火山大国日本



(図1)日本列島周辺のプレートと活火山の分布

2 火山の噴火の規模

十和田大不動火砕流 (To-OF) 噴火、十和田八戸火砕流 (To-H) 噴火は、いずれも破局的噴火ではないが、火山ガイドにいう巨大噴火に該当するとされている。

表1 噴火マグニチュードと噴火の発生確率

甲D411・p2 加筆

火山爆発指数 (VEI)	噴出物量 (km ³)	噴火マグニチュード	噴出物量 (億トン)	マグマ噴出量 (km ³)	名称
2	0.001	2	0.01	0.0004	中規模噴火
3	0.01	3	0.1	0.004	
4	0.1	4	1	0.04	大規模噴火
5	1	5	10	0.4	
6	10	6	100	4	巨大噴火
7	100	7	1000	40	超巨大噴火 (破局的噴火)
8	1000	8	10000	400	
		9	100000	4000	

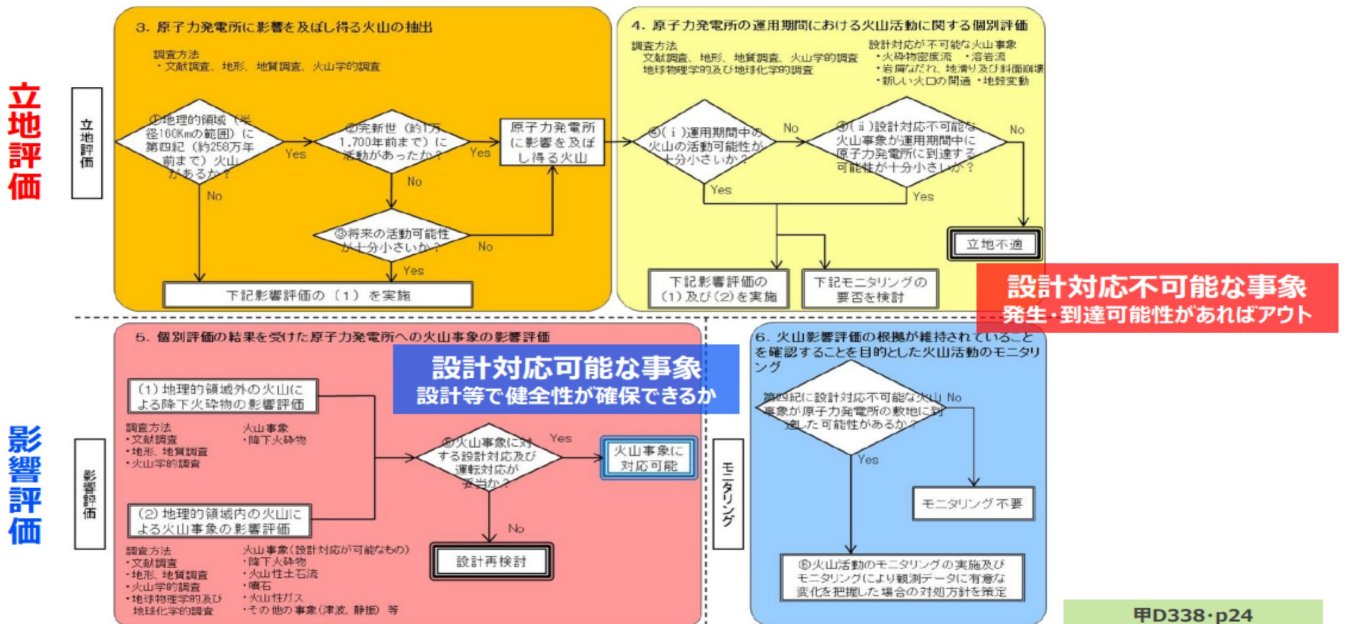
火山ガイド

巨大噴火

←十和田大不動
十和田八戸

3 火山事象の安全審査

(1) 仕組み



4 火山ガイドの立地評価の基準

(1) 具体的な審査基準は火山ガイド (2013年制定) ですが、2019年改定されました (前者を旧火山ガイド、後者を改正火山ガイドと呼びます)。

(2) 旧火山ガイドの立地評価基準

ア. 運用期間 (原発に核燃料物質が存在する期間) 中の火山の活動可能性が十分小さいと評価できるか。

イ. 設計対応不可能な火山事象が運用期間中に施設に到達する可能性が十分小さいと評価できるか。

いずれの基準も満たさない場合は、「立地不適」となる。

しかし、モニタリングによって噴火の時期 (兆候) や規模を的確に予測することは困難なので、この基準は不合理であるという批判がなされました。

5 改正火山ガイド (改悪)

(1) ところが、その後、巨大噴火とそれ以外の噴火を区別して巨大噴火の場合には、次の要件を満たせば運用期間中の発生可能性は十分に小さいとみなせると改定しました。

i 非切迫性の要件 (噴火が差し迫っているかどうか)

ii 具体的根拠欠缺の要件 (噴火の可能性を示す科学的根拠が得られるかどうか)

火山ガイドでは、十和田カルデラ等の巨大噴火が立地不適となることから、ガイドを改悪し、本件再処理工場の立地障害となる十和田カルデラを考慮すべき火山から除外してしまったのです。

(2) 基準の不合理性

しかし、当初の火山ガイドでは巨大噴火とそれ以外を区別しておらず、巨大噴火にだけそれ以外よりも緩やかな基準によって活動可能性を評価するのは明らかな改悪です。内容としても、i の非切迫性の要件は、何が「差し迫った状態」であるのか明らかでなく、噴火までにどの程度のリードタイムがあるのかも明らかでない。差し迫っていないからといって、運用期間中の活動可能性が十分小さいということにはならない。

また、ii の具体的根拠欠缺の要件については、そもそも現在の火山学では噴火の可能性を示す合理的な具体的根拠を示せるとは限らないのであり、根拠を示せないからといって、噴火の可能性が十分小さいということにはならない。

巨大噴火のリスクを軽視し立地評価を形骸

化させたものというほかありません。

②また、破局噴火より小規模の巨大噴火に社会通念論を適用して立地要件を緩和してしまいました。社会通念論を最初に持ち出した判例は、福岡高裁宮崎支部でしたが、火山ガイド自体は不合理と判断しています。

そこで原子力規制委員会は「基本的考え方」に沿って火山ガイドを改悪したものです。

しかし、これには、2つの反論があります。1つは、VEI7以上の破局的噴火と十和田カルデラ噴火（To-OF及びTo-H）とは、規模が相当異なっているという点です。規模が小さいということは、より高い確率で発生するという点であり、少なくとも同列に扱うことはできません。

もう1つは、国際的な通念として、深刻な事故の発生確率を100万炉年、1000万炉年に1回以下に抑えるべきとされている点です。原子力施設は、他の科学技術の利用とは質的に異なる危険を有しているため、一般建築などと同列に扱うことはできません。数万年に1回程度の噴火は、当然に考慮に含めなければなりません。

(3) モニタリングの位置づけを修正したことに伴う基準の不合理性

旧火山ガイドは、モニタリングによって事前に噴火の兆候を把握できることを前提として、安全を確保しようと考えていました。旧火山ガイドでは、モニタリングは立地評価の一部に位置づけられていましたが、現在の規定では、立地評価とは別のものとされています。そして、従前は、異常を検知して燃料等を敷地外へ運び出すための監視とされていたのに、これが変更され、「評価時から状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する」ためのものとされたのです。

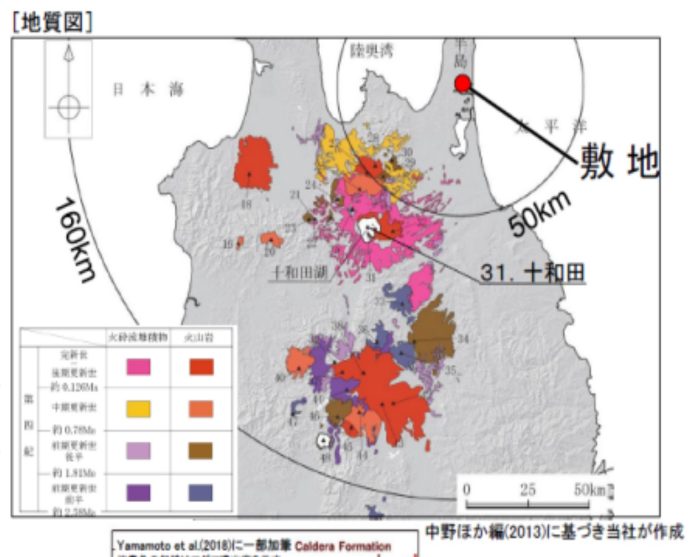
ところが、モニタリングには実効性がないことが分かりました。そうであれば、本来は、その不確実性をカバーするだけの大きな保守性を見込むべきですが、改正火山ガイドは、最初からモニタリングに頼ってはいなかった、と開き直ったのです。本件火山ガイドは、不確実性を無視し、明らかに従来求められてい

た安全のラインを切り下げたのです。

6 改正火山ガイドの不合理性

原子力規制委員会は、改正火山ガイドは旧火山ガイドの内容に変更はないと主張していますが、安全の水準を下方修正したことは明らかです。

この基準に基づいて、原子力規制委員会は、十和田における2つのカルデラ噴火（十和田大不動火砕流噴火と十和田八戸火砕流噴火）につき、火砕流が再処理工場施設に到達した可能性が高いと認めておきながら、巨大噴火が差し迫った状態になる噴火の可能性は十分小さいと評価して適合性を認めました。この判断の不合理性は明らかです。



7 科学の不定性と司法審査の在り方

メカニズムが複雑で地下深くで目に見えず、データも少ない。これが「地震科学の三重苦」と言われる「科学の不定性」です。火山の場合も同じです。

従って、発生確率が低くても、いったん被害が起きた場合の規模が極めて大きい場合には、「疑わしきは安全のために」という発想のもとに安全対策がとられなければなりません。

裁判では「専門技術的裁量論」が幅をきかせ、裁判所の介入を制限していますが、科学の不定性を念頭に、火山噴火の危険性問題についても、裁判所の厳格なチェックがなされるべきです。

被告・原子力規制委員会と 参加人・日本原燃の訴訟準備

1 被告・原子力規制委員会

- (1) 準備書面 (14) 重大事故等対策及び大規模損壊対策に係る原告らの主張に対する反論
- (2) 準備書面 (15) 平和目的利用、技術的能力、経理的基礎、避難計画に係る原告らの主張に対する反論
- (3) 本件事業指定処分・本件事業変更許可処分の適法性に関する被告らの主張要旨
 - ① 再処理施設の特徴
 - ② 火山の影響
 - ③ 地質・断層・地震関係
 - ④ (故意によらない) 航空機落下確率評価
 - ⑤ 石油備蓄基地火災対策
 - ⑥ 平常時被ばく対策
 - ⑦ 重大事故等対策

2 参加人・日本原燃

準備書面 (5) NRA技術ノートによる航空機落下評価

次回裁判の日程

2023年12月22日 (金)

午後1時30分～進行協議(事前申込みが必要)

午後2時～ 口頭弁論

活断層、火山、航空機、重大事故関係の準備書面提出予定

(年末ですが、多くの皆様の傍聴をお願いします。)

次々回以降の予定

2024. 3. 22 / 2024. 6. 28

第29回原告団総会報告

事前に配布した総会議案は、総会で承認されましたので、ここでは、当日出された意見について報告します。

◆1号議案について (弘前の方から)

① 会員同士、お互いの顔が分からなかったが、今回映画上映の活動をきっかけとして、少なくとも弘前における原告の顔が分かり、一緒に繋がる事が出来たので、良かった。

② 「4・9の反核燃の日」集会で、原告団としての参加が少なく残念だった。

◆4号議案 (活動方針) について

① 宮下知事の「県知事との対話」という企画に「核のゴミから未来を守る青森県民の会」が応募する意向。(後日落選の結果が届きました。来年以降も応募する予定。)

② 福島におけるトリチウム汚染処理水の海洋放出について、県内13団体で抗議と中止要求を行いました。

現地福島県では、漁業者が休業補償を貰っている関係もあり、声が挙げにくい。その中で、なんとか漁業者に参加してもらって今差

し止め訴訟を起こしました。

③ 六ヶ所再処理工場からの放出廃液は、福島のような希釈はされずに海洋放出管から、そのまま膨大な量が流される。そのことについて、しっかりと現地で声を上げていく必要があると思います。八戸漁連は、六ヶ所村に近いので、多大な影響受けると言うことを、原告団として情報提供する運動、そして更には反対する運動に加わって貰うような呼びかけをして行く必要があると思う。

④ 来年の3. 11の集会には、武藤類子さんの講演会があるので、福島の情報提供を受けながら、青森での運動を強化していきたい。

⑤ トリチウム問題についての講演会の案が出たので、原告団の講演会としての開催することも考える。

⑥ 今回裁判報告をおこなうにあたり、原告団がチラシ作成し配布しましたが、裁判傍聴周知チラシを裁判の度に事前に流す必要があると思います。

9月30日 青森市・アスパムにて開催(Zoom併用)

(事務局長 山田清彦)

札幌市在住 会員 栗原 哲

提訴から30年以上、ウラン濃縮、低レベル、高レベル、再処理の4つの裁判のうち、ウラン濃縮、低レベルは残念ながら既に敗訴が確定し、高レベル、再処理は続いている、まだ結審・判決は見えてきていない。90年代から傍聴に通っていて、亡くなった原告が何人もいる。亡くなる直前に力をふりしぼった高木仁三郎さんの証言も忘れ難い。原子カムラの彼らは反対する市民たちが諦めてしまうのをじっと待っているのがありありと分かるけれど、市民たちは決して諦めてはいない。だから、つとに充実してきている原告団ニュースを良く読んで、日本でそして世界で核（原子力発電と核兵器は決して別物ではない。中国では原子力発電ではなく核電というらしい）がどうなっているか常に目を光らせておこう。

1989年初めの福島第二原発3号機の再循環ポンプインペラ（羽根車）破損の大事故をきっかけに全国に広がった反対運動から1991年初めの青森県知事選応援の呼びかけに応じて、生まれて初めて選挙運動に参加したのが青森に行ったそもそものはじまり。全国からたくさんの方が集まっていた。知事選は敗れたけれど、直後に参院補選があり、これにも参加。この時はわずかの市民しかいなかったけれど。

再処理工場計画が全国にあり、奥尻島にも動きがあるので調べようと原告団の山田事務局長が北海道立図書館（札幌の東隣の江別市にある）まで調べに来ているのを知って連絡し、その調査を引継いだ。結局全国的にブローカーのような連中が動いてたらしい。そして六ヶ所に。

傍聴に来るようになっても全体像をつかむのにしばらくかかった。「はんげんぱつ新聞」と「原子力資料情報室通信（「原発斗争情報」だった時から）」はずっと読んでたけれど、人に説明できるようにとはいかなくても、何がどうなっているかがわかるようになるのは結構大変。だからこの原告団ニュースをずっ

と読んでる人でも、いまいちよくわからなくなっている人がもしいたら、まずは原告団ニュースのバックナンバーを良く読んでみることをおすすめしたい。

しかし裁判での専門的な内容のやり取りを完全に理解するのはかなり難しい。おまけに裁判自体日常生活では出てこない用語、手続きだらけ。それでもかつては傍聴席でメモも禁止だったことを考えると、極めてゆっくりではあっても良くなってはきている。

60年代の恵庭事件では裁判官が法廷での録音を認めた例があるように、本来は裁判官の裁量（これも非日常用語）でかなり市民の常識が認められるはずだけれど、裁判所も官僚組織で、おまけに政治・行政からの圧力が強まっていて、市民の監視・批判がかかせない。刑事裁判の木谷明裁判官（囲碁の名棋士木谷実の息子）や砂川事件の伊達秋雄裁判長、長沼事件の福島重雄裁判長のような裁判官は少ないかもしれないけれど、誠実にきちんとした裁判をやってくれることを市民は期待している。「まだ最高裁がある」ではなく、「もう最高裁しかない」では、“民主国家”としてあまりに恥ずかしい。自公政府が得意になって多用している「法の支配」って形式ではなく実質が大事。「国際社会」の目も厳しい。

最後に、悪夢の核燃サイクルも最終処分法もやめることも変えることもできるはず。「種子法」廃止とそれに代わる条例制定の例もある。報道で「原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）」とされることが多いけれど、勿論誤り。ここで言ってるガラス固化体は再処理工場で作られるのだから。こういう報道を見聞きしたら、それは違いますよと指摘しよう。

「レッドセル」訴訟対象外

核燃訴訟で国側主張
核燃サイクル阻止1方人
訴訟原告団（浅石総領代表）
が使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所村）などの事業許可取り消しを国に求めた行政訴訟の口頭弁論が29日、青森地裁（工藤哲郎裁判長）であった。原告側がアクセス困難により耐震性の確保に疑問がある」と指摘してきた、工場内の放射線量が極めて高い部屋「レッドセル」について、国側は「基本設計に関する事項に当たらない」として、訴訟の審理対象外であると主張した。

2021年1月の口頭弁論
レッドセルを巡っては、
浅石代表は閉廷後の取材に「地震動は基本的な設計に関連する問題。今後さらに」とこら側の考えを主張

「レッドセル」で、原告側が「レッドセル内の機器が要補強となるが、アクセス困難」と記載された東京電力の資料を提示。国が求める700gの基準地震動（耐震設計の目安となる地震の揺れ）を想定した耐震工事を実施できない」と指摘してきた。

訴訟の対象外と主張する理由について国側は、原告側が取り消しを求めている再処理事業指定の審査は、基本設計のみが規制の対象」と説明。安全性についても、具体的な施設管理に関する事項は規制の対象外で、原告の主張は射外に当たらないとした。

「第5回核燃基礎講座：講師・井戸謙一さんのお話」を聞いて

山本美弥（反原発出前のお店のメンバー）

9月21日に核燃基礎講座の第5回目がZoomで開催され、その講師が「311子ども甲状腺がん裁判」弁護団長：井戸謙一さん。「311子ども甲状腺がん裁判」の特徴と争点を判り易く解説していただいたので、報告したいと思います。

■小児甲状腺がんとは？

100万人に1~2人という極めて珍しいがん。福島では38万人が検査を受け、358名が小児甲状腺がんとされています。

■小児甲状腺がん裁判とは？

2022年1月に提訴したときの原告は6人。あとから1人増えて現在の原告は7人です。女性5人男性2人。

原告は2011年の事故当時6歳から16歳になっていました。

■この裁判の特徴とは？

まず大きな特徴は原告がカミングアウト出来ないこと。裁判で意見陳述をするさいも原告1さん、2さんと呼ばれています。

その理由は、本名が判ったり顔を出したりすると「風評加害者」として攻撃されてしまうため。もう一つの特徴は、メディアがほとんど報道しないこと。

国策としての「放射線安全神話」のためらしいです。

■この裁判の争点

①福島で確認された300人を超える小児甲状腺がんは潜在がんなのか、被ばくによる多発なのか？

「潜在がん」とは、そのまま放置していても悪さをしないがんのこと。東電は潜在がんを見つけているだけ、という過剰診断論を主張しています。事実として、福島では約250人の子どもたちに甲状腺摘出術が行われています。このうち約180名の手術を行った福島県立医大の鈴木眞一医師は7割がリンパ節転移、5割が甲状腺組織周囲浸潤があり、過剰診断はない、と報告しています。

②甲状腺がんの発症に閾値はあるのか？

「閾値」とは、これ以下ではがんにならない線量のこと。東電は100ミリSv安全論を主張しています。100ミリSv以下の被ばくなら問題にならない、という主張です。ところがチェルノブイリ事故後のウクライナのデータでは小児甲状腺がん患者の甲状腺被ばく線量は約15パーセントが50~100ミリSv、約20パーセントが10~50ミリSv、10パーセント強が10ミリSv以下であるとされています（トロンコ論文）。

つまり、原告たちの被ばく線量が10ミリSv以下でも甲状腺がん罹患の可能性があるというこ

とになります。

③原告たちは甲状腺にどの程度被ばくしたのか？

東電は10ミリSv以下だと主張しています。その根拠となっているのはUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の報告書。このUNSCEAR報告書は実測値を遣わないシミュレーションによるもので、この報告書の誤りについてはこの裁判の中で黒川眞一さん（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）が3つの意見書で指摘しています。原告側は福島市の紅葉山のモニタリングポストによる実測値を使い3月15日の放射性プルームによる被曝量を計算しています。それによると1歳児の甲状腺被ばく量は空気による吸入だけで約60ミリSvと推計されました。原告側は少なくとも数10ミリSvの被ばくをしていると主張しています。

■ちなみに、「311子ども甲状腺がん裁判」の第7回口頭弁論は199人が傍聴整理券を求めて並び、84人が傍聴できたそうです。

次回第8回の口頭弁論は2023年12月6日14時から東京地裁です。ひとりでも多くの方にこの裁判を知ってもらって「放射線安全神話」を木っ端ミジンにしたいものです。

311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

<https://www.311support.net>

原告団ホームページ作成チームでは・・・

➡ 「バーチャル核燃裁判」

（裁判で陳述された書面を分かりやすく解説。裁判終了後2週間以内開催。次回は2024年1月予定。）

➡ 「核燃基礎講座」

（「原告団の会員・支援者」の交流を兼ねた学習会を企画し、核燃に関する学習会を続けています。既に6回開催済み。次回は12月5日開催予定予定。）

どちらもZoom学習会の案内はHPに掲載

<http://1mangenkoku.org/>

これまでの学習会の資料等はHPに掲載しています。

高校生が再処理工場に関心を持っている

事務局長 山田清彦

10月3日、埼玉県飯能市にある「自由の森学園」の高校生24名と先生2名が、六ヶ所村の再処理工場の見学にきました。前日の2日には、「なぜ六ヶ所村に核燃サイクル施設があるのか」という歴史的な経緯について、青森県反核実行委員会代表の今村修さんに話をいただきました。

当日は、東通原発事故の際の避難道路を辿って、国家石油基地、風力発電、メガソーラー、再処理工場、むつ小川原港、そして尾駈の集落を横切り、原燃PRセンターに着きました。

ここで昼食後、館内説明をし、菊川さんの住む豊原に向かいました。事前に映画「六ヶ所村ラブソディ」を見たということで、皆さんが菊川慶子さんに会うのを楽しみにしていたようです。菊川さんの牛小屋では全員集まって、六ヶ所村を見ての感想と映画の感想を話し合いました。

女子1：「六ヶ所村ラブソディ」の映画を作った頃に比べて状況が変わっていると感ずることがあれば教えて下さい。

菊川：映画製作の頃は反対と賛成に分かれていたが、今では賛成という人が多い。但し、再処理工場に取り出したプルトニウムを利用出来るかどうか？ここに大変疑問があり、再処理をすることが間違っていると感じる。

男子1：原発の電気を利用しているわけだが、その電気のゴミや使用済燃料を六ヶ所村に押し付けている。この処分問題は日本人の問題であって、その解決策を全国の皆が考えていく必要があるのではないか。六ヶ所村に押しつけずに、身近な問題として考えるべきと思う。

女子2：福島ではトリチウム処理水とか騒がれているが、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験で放出されたのに、その事が問題にならなかったのが疑問。このままでいけば、再処理工場が操業された場合に問題意識を持てるのか疑問に感じた。

先生：2006年～2008年に行われたアクティブ試験の時に、トリチウムが大量に放出されたこと、知らされていなかった。

女子3：映画の中で見た戸別訪問で、若い人から原燃に勤めていると言われた場面があったが、こういう人が放射性物質を扱うことを、どのように思いますか。

菊川：放射性物質を扱うことについて、仕事だからという側面があるのかもしれないけども、恐ろしさを感じて、ショックを受けました。

女子4：青森県は津軽と南部で気質が違くと昨日聞いたが、今もそうですか。

菊川：昔は六ヶ所村から出稼ぎに行ったけども、今は六ヶ所村に働きに来ている人が多くなっている。昔のように津軽と南部ということできくれないような、広範囲の場所から人が来ている事実があります。

女子5：身内が原燃に働きに行くと、「核燃 反対」が言えなくなると、青森で昨日言われたが、そういうことがあるのですか。

菊川：かつての反対運動を見てきた若い人は、「核燃反対」の意味が分からなかったようです。そして今は原燃に勤めているから、「核燃反対」と言えない人が青森県の中にも拡大しているように思われます。

先生：賛成の中でも、「仕事だから仕方なく賛成している」のか、「核燃サイクルが必要だから賛成」なのか？この辺の認識の違いはあるのでしょうか。

菊川：生活のために受け入れなければならぬって感じですかね。

先生：原燃の仕事が安全と思っているのではないが、仕事としてしょうがないと思っているのではないか。

菊川：農業の仕事でも、補助金を貰っているので、「核燃反対」の旗を振ってくれそうにない状況になっている。

女子6：日常の生活の中で、核燃に関する話をしていますか。

菊川：現在、そういう風に話すことはないと思います。建設があった頃はどうか分からないけど、私は1990年に帰ってきたので、それ以降賛成を暗黙の中で認めているように思われる。原燃関係の仕事だからしょう

がないという感じです。

男子2：原燃に働いている人との交流は無いのですか？

菊川：なかなか難しいですね。

先生：被曝量のこととか聞いたりしていますか？

山田：データとして表面に出ていないけれども、まあ隠されているようだなというふうに感じます。

男子3：原燃がダメ、原発がダメなことは間違いないわけですから、他の電力にシフトして行くべきではないのかということをお考えで考えていくべきだと思います。

女子7：再処理工場は動くのかと？

菊川：本当に完成するのか疑問です。

高校生とのやり取りを通じて、色々と考えることがありました。

また、8月18日には山梨県の「南アルプス子どもの村中学校」の一行（1年生から3年生まで約20名）を現地案内しましたが、9泊10日の修学旅行というのでびっくりしました。

「環境問題を考える旅行」に出かける際に、六ヶ所再処理工場も見学したいということで、

私が原燃PR館を案内することとなりました。

8月18日、六ヶ所村で核燃反対の活動が続いている菊川慶子さんの牛小屋に、マイクロバスで1年生から3年生までの生徒と運転手の校長先生が着きました。

菊川さんからは六ヶ所に住んでいる現状の話、遠藤順子さんからはトリチウムに関する話がありました。トリチウム問題を、全生徒が理解するように話すのは難しかったかもしれませんが。それを痛切に感じたのは、私が原燃PRセンターを一通り説明した後に、「再処理する燃料はどこから来るの？」と質問された時です。また環境問題にも関心が高いと感じた質問が「再処理工場が温暖化防止に役立つか？」でした。これについては、「再処理工場は未完成で、その間に温暖化が進んできたことを考えるべき」と、答えました。

私の時代と比べたら、六ヶ所村を訪問して再処理工場を視察することなど思いもよらないことでした。彼らには、今後40年～50年後に下北半島の原子力施設がどうなっているかに関心を持って見届けて欲しいと伝えました。

DVD紹介

鎌田慧さんと歩く下北半島

// なくそう原発・核燃、あおりネットワーク 制作 //

鎌田慧さんの案内役で三沢基地→六ヶ所村→東通村→むつ市→大間町を巡り歩きながら、歴史と現状を紹介したDVDが完成しました。

映像は、今は面影もなくなった反戦喫茶の跡地を探しながら、鎌田慧さんが三沢基地ゲート前を懐かしそうに歩く処から始まります。六ヶ所村は、むつ小川原開発で移転した地域〔新納屋、新住区（千歳平）〕で、その時々の人々の思いや歴史を語り、むつ小川原港、再処理工場と歩きます。そして、むつ市、大間町を。

約40年間の反核燃運動の資料映像を随所に織り交ぜています。2時間半の長編ですが、下北半島（青森県）が抱えている軍事・原子力・核、最も危険な地域という事、その歴史と背景を考える糸口にしてほしい。

鎌田さんが語ってくれた方々の思いが伝わって来ると思います。ぜひご鑑賞ください。



DVDは一枚 1,000円

ご希望の方は原告団事務局にお申し込みください（郵送の場合は、別途送料がかかります）。

「反核医師の会」六ヶ所視察記報告

弘前市在住 原告 佐原 若子
(「反核医師の会」 常任世話人)

少し風が強いものの、天気恵まれて六ヶ所視察ツアーが始まった。八戸の駅に直結するユートリーに、私佐原を含めた反核医師の会の世話人、保団連の事務局員など11名が集めた。全国に散らばる「反核医師の会」の仲間たちは、11月3日から5日まで、八戸・六ヶ所・むつを訪れ、八戸では原告団代表の浅石弁護士から1時間余りのレクチャーを受け、核燃料サイクルの歴史や現状、裁判の経緯などについて学習した。反核医師の会のメンバーは核戦争に反対する医師・歯科医師の会のメンバーと重複する。いずれも核燃料サイクルには深い危惧を感じている。それゆえ、浅石弁護士の話を熱心に聞いていたように思う。医師として命の重みを感じ、核燃料サイクルの危険性を意識している。

懇親会では忌憚のない意見が飛び交ったように思う。お刺身や、貝焼き味噌など青森の料理とおいしいお酒が一時の楽しい時間となった。人はずっと、深刻さ、暗さの中には生きていられなのだな。人は安心と安全の中でこそ、本音で未来を語り、心を開いていくように思う。

誰もが、世界で起こりうる核戦争の事は考えたくないし、忘れたいのだろう。しかし、青森県に住んでいる私はその事を忘れる事はない。核燃裁判での国側の傲慢さ、不誠実さには呆れる。日本原燃の管理能力のなさは恐ろしく感じる。青森に生まれた宿命のようなものが裁判を続ける動機であるように思う。知ったものはその責任を果たさなければいけない。拡散し理解してもらわねばならない。その道は遠く険しく困難だ。だが、わずかな希望の光を頼りに裁判を続けている。手弁当で参加し協力してくださる海渡弁護士、中野弁護士、伊東弁護士の原告代理人、浅石代表の力なしには続けてこられなかった30年以上になる裁判。圧倒的な長さは、まるで私たちをあざ笑っているかのようである。と、愚痴ってばかりはいられないし、そんな詮無いことを語っても仕方がない。

反核医師の会のメンバーには各地に戻ってから、核燃料サイクルの危険性と不条理を語ってほしい。決して青森だけの問題ではなく全国の全世界の問題であることを知ってもらい

たかった。

翌日からは、11人のメンバーはマイクロバスに乗り込み、山田事務局長をガイドとしてツアーが始まった。林立する巨大風力発電やメガソーラー、むつ小川原港から原燃PR館を訪れた時、核燃料サイクルの輪は繋がらず切れたまま、プルトニウムを取りだす必然性がないことを、よくよく理解してくれたと思う。クリアランスレベルを上げて、原発からの廃鉄材で作られたベンチなどを、複雑な気持ちでご覧になっていたようだった。むつでは、むつ科学技術館での、中性子遮蔽設計ミスを起こした「原子力船むつ」が三分割され展示してあり、船の実物の原子炉などを珍しそうに見ていた。三分割された「原子力船むつ」は悲惨な原子力の過去と未来を暗示しているようだ。

山田事務局長の説明と実物を見ることで、このツアーは印象深いものになった。山田事務局長に感謝します。

最終日は青森に戻り、時折ねぶた囃子の聞こえる「ねぶたの家ワ・ラッセ」で、青森で活動する反核の活動家の面々と懇談、意見交換の時間を持った。メンバーは古村前県会議員、阿部一久平和労組議長、奥村榮県労連議長、鹿内県会議員。お忙しい中ご参加いただいた。

「反核医師の会」は、今後の活動に新たな目標と課題を得た旅であった。

その後、各自で「A・ファクトリー」（青森県産品を扱う飲食・物販などの複合施設）でランチをとり、ノスタルジーを感じて連絡船「八甲田丸」の見学に出かけたメンバーもいた。

私は、弘前に宿をとっていた先生を弘前城と弘前ねぶた村にご案内した。翌日は十二湖を訪ねられるということであった。晩秋の津軽路を楽しんでいただけたかと思う。

この美しい津軽を、核のゴミで汚染させないように、共に活動してくださることを約束して別れた。

このツアーは原告団事務局小笠原さん、下館事務局次長、山田事務局長の助力なしには成し得なかった。心から感謝申し上げます。浅石弁護士には快く講師をお引き受けくださり感謝申し上げます。ありがとうございました。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2023 年

- 8 24 東京電力：福島原発にたまるトリチウムなどの放射性物質を含む汚染処理水の海洋放出を開始。海洋放出は 30 年間以上と長期にわたる。
- 25 日本原燃：ウラン濃縮工場の製品ウランの生産運転を約 6 年ぶりに再開した。
- 28 ピースサイクル全国ネットワーク：青森県、六ヶ所村、日本原燃の 3 者に対し、核燃料サイクル事業の中止や再処理工場の廃止などを要望した。
- 29 核燃料サイクル協議会（核燃料サイクル政策を巡り青森県知事と関係閣僚が意見を交わす会）：松野官房長官は、青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないとする確約は、現内閣でも継承していると明言。宮下宗一郎知事は、国や原子力の立地自治体、事業者などが地域の将来像を議論する新たな枠組み「(仮称) エネルギー共創・共生会議」の設置を要請し、西村康稔経済産業相が「早期に設置したい」と応じた。
- 9 4 日本原燃：再処理工場の稼働に向けた原子力規制委員会の審査会合で、耐震評価の前提となる「地盤モデル」について「一から検討を進める」とし、策定し直す意向を示した。岩盤の特性を調べる追加調査に着手し、12 月下旬までにデータを取りまとめる方針。
- 8 漁業者を含む福島、宮城、茨城県の住民ら 150 人：福島原発の処理水海洋放出の差し止めを求めて、国と東電を福島地裁に提訴した。
- 11 福島原発の処理水の海洋放出に反対する青森県内の反核燃 13 団体：放出の即時中止を求める要請書を政府や東電に郵送で提出し記者会見に臨んだ。
- 12 宮下宗一郎青森県知事：青森県内の大規模な再エネ事業は県外資本が占め、つくられた電気は都市部で使われる現状を念頭に「青森県の自然が都会の電力のために搾取されている構造」の是正を図るため、再生可能エネルギーを対象とした新税の創設を検討するとした。
- 20 原子力規制委員会：再処理工場などの事業変更許可に関する審査結果を取りまとめた。全国で過去に発生した地震に基づく計算モデル標準応答スペクトルを考慮した基準地震動などが追加されたが、規定に適合していると判断。
- 21 原告団：核燃基礎講座 No.5 を開催。「311 子ども甲状腺がん裁判」の弁護団長・井戸健一先生に裁判の内容を詳しく聞く。
- 27 長崎県対馬市の比田勝尚喜市長：市議会で、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分場選定に向けた第 1 段階の文献調査に関し、「市民の合意形成が不十分」と述べ、応募しない意向を表明した。
- 28 日本原燃の増田尚宏社長：定例記者会見で、再処理工場に関する設工認審査で、「年内に終わらせることは厳しい」との認識を示した。
- 29 原告団：核燃裁判。4 月に裁判長交代のため、原告・被告双方の弁論更新意見を陳述。裁判終了後、アウガ・研修室で報告集会を開催。弁護士から重要なポイントの説明を聞く。
- 30 原告団：第 29 回総会を開催（Zoom 併用、青森市・アスパム）。
- 10 3 埼玉県飯能市「自由の森学園」の高校生 24 名と先生 2 名：再処理工場の見学に来県。事務局長が対応。
- 5 日本原燃：高レベルガラス固化体貯蔵管理施設で放射性物質の漏えいを防止するために内部の圧力を低い状態に維持する送風機の大部分が一時停止するトラブルがあったと発表した。放射性物質の放出や汚染はなく、環境への影響はないとしている。
- 10 青森市など 6 市町の八甲田周辺や山間部で計画している「(仮称) みちのく風力発電事業」：ユーラスエナジーホールディングス（本社東京）は白紙撤回すると発表した。
- 16 全国の手電力が 2023 年度上半期に再生可能エネルギー事業者に対し、一時的な発電停止を求める出力制御を計 194 回実施したことが共同通信のまとめで判明。前年同期比 3.1 倍に上がり、過去最高を更新した。太陽光や風力といった再エネの拡大と原発の稼働に加え、電力料金の上昇による家庭などの節電も背景にある。出力制御は今後も増える見通しで、脱炭素化に欠かせない再エネを無駄にしている格好になる。
- 20 原子力規制委員会が大間原発の稼働に向けた審査会合を開催。敷地内の「S-11」と呼ばれる粘土質の薄い層（シーム）の地質構造について、J パワーは一体的に評価する新方針を説明。「方向性は一定程度理解できる」とし、膠着していた地質審議に進展が見られた。
- 24 原告団：核燃基礎講座 No.6 を開催。「六ヶ所再処理工場と活断層」と題して、上澤千尋さんが詳しく説明した。
- 28 弘前市の市民団体・放射能から子どもを守る母親の会：最後となる 315 回目の「核燃と原発に反対する女たちのデモ」を行った。デモは 1986 年 7 月に始まり 37 年間続けたが、会員の高齢化を理由に今回で一区切り。県内外から 63 人が参加し「原発に汚染された土地を子どもや孫に残したくない」などと脱原発を訴えた。
- 11 1 原告団：韓国のハンギョレ新聞のキム・ソヨンの取材を受ける。
- 3 原告団：「反核医師の会」のメンバーの来青に合わせ、「核燃サイクル」の歴史等をレクチャーする（八戸市・浅石代表と事務局長）。
- 7 原告団：事務局会議を開催。

お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2023. 12. 22(金) 14:00～青森地裁
- ◆ **Zoom学習会** (Zoomアドレスはホームページをご覧ください)
12月5日(火)19:00～
六ヶ所核燃料サイクル施設の現状
「No1. 低レベル放射性廃棄物埋設センター
1号、2号、3号施設、余裕震度処分など」(澤井正子氏)
- ◆ **さようなら原発・核燃3・11青森集会** 2024. 3. 10(日) 特別講演・武藤類子さん

カンパを戴いた方々です。(敬称略)ありがとうございました。

土井敏彦、田崎秀一郎、渡辺つたえ、木村牧子、戸川雅子、稲田みどり、野坂幸司、中畑範彦、田平康子、西尾美和子、山口広、麻生純二、井戸謙一、北村哲男、薄井洋一、大久保徹夫、高橋将之、高木久仁子、内田弘志、河野正義、榎谷和栄、佐原若子、十和田市職員労働組合、斎藤孝一、福原加壽子、松島恵美子、樋口正夫、平和労組会議上十三下北地方本部、安達由起、小林徳子、日下部信雄、福士雅昭、原子秀夫、匿名希望の方々

会員の一言 (振込用紙から)

「核ゴミはたまるばかり。処理も不明な中、稼働させることは人類への犯罪。絶対止めましょう。」(O.Tさん)

編集後記

原子力の神話

原爆の放射能は成層圏に飛び散った。放射能は残留していない。亡くなる人は、全員亡くなった。被爆者でも、原爆に関する事は話してはいけないと進駐軍が命じた。真実は時間の闇に埋もれ、命は消えた。

原子力発電の絶対安全は使えなくなった。これからは放射線安全神話を拵げて、「100m Svまでなら安全として、温暖化神話との二本立てで行こう」、「放射能は薄めれば大丈夫、飲ませても即死するようなものではない」。反対する奴らは、復興を妨げる風評加害者としてマスコミを使って潰せばよい。

真実は偽情報の闇に埋もれつつある。被害にあった者を風評加害者として追い詰め、核汚染水を処理水と言い換えて、反対者を非国民として踏みつぶし、皇紀2683年、天孫紀元179万5156年、神国日本は世界大戦に突き進む……。

夢なら覚めて。(夢坊)

後期会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願いいたします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座 (ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>